

令和 6 年度の消費者行政

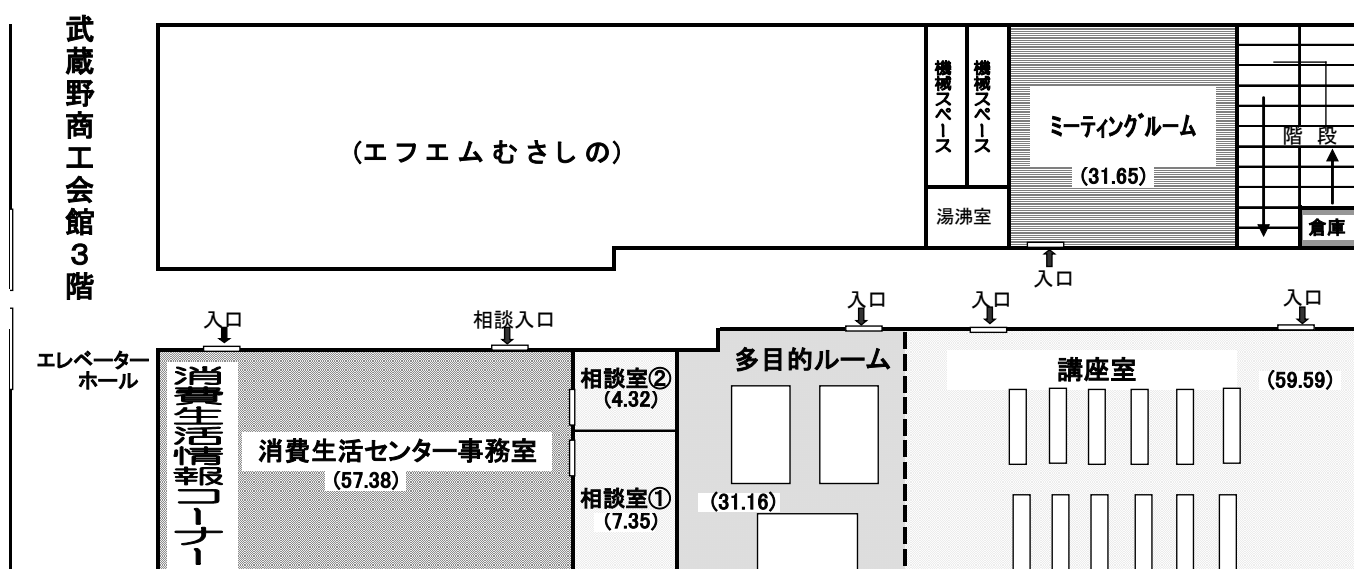
武 蔵 野 市

目 次

I. 施設の案内	1
II. 沿革	2
III. 組織	3
IV. 事業の概要	4
1 消費生活講座	4
2 児童・生徒教室[夏休み親子教室]	5
3 消費生活相談員による消費者被害の未然防止啓発講座等（出前講座）	5
4 くらしフェスタむさしの 2024（第 46 回武蔵野市消費生活展）	6
5 消費者団体支援	7
6 むさしの消費者スクール	7
7 刊行物等の発行	8
8 施設等の利用状況	9
V. 消費生活相談の概要	10
1 相談の受付状況	10
2 商品・役務（サービス）分類別及び相談内容別の相談件数	13
3 契約購入金額	17
4 処理結果及び救済金額等	17
5 消費者安全法に基づく重大事故等の通知件数	18
—資料—	
武蔵野市消費生活センター条例	19
武蔵野市消費者ルーム管理運営規則	21
武蔵野市消費者団体登録要綱	23
武蔵野市消費者団体事業助成金交付要綱	25
武蔵野市消費者スクール実施要綱	26

I. 施設の案内

- 1 名 称 武蔵野市消費生活センター
- 2 所 在 地 〒180-0004
武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号
武蔵野商工会館3階
電話 0422-21-2972 (代 表)
0422-21-2971 (相談専用)
Fax 0422-51-5535
- 3 開設年月日 昭和59年5月1日
(平成13年6月4日 現在地に移転)
- 4 施設の規模 総面積 191.45 m²



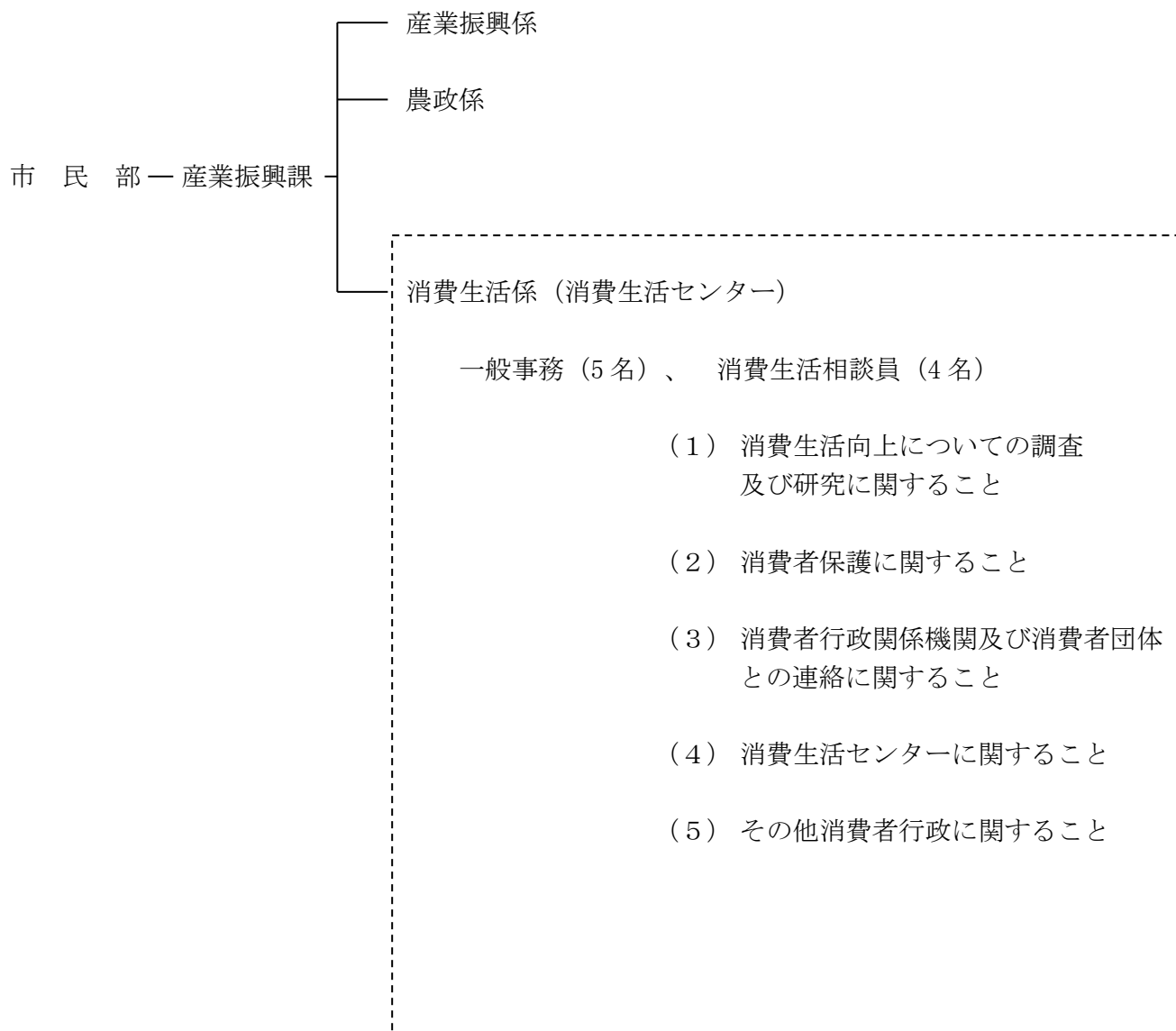
- 5 開 館 時 間 平日 午前8時30分～午後5時
- 6 休 館 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 7 相 談 受 付 時 間 平日 午前9時～午後4時

Ⅱ．沿 革

昭和 48 年 12 月 15 日	武蔵野市消費者運動連絡会、結成
昭和 49 年 2 月 11 日	物価対策本部を設置
昭和 49 年 2 月 15 日	物価対策連絡会議を設置
昭和 49 年 10 月 24 日	第 1 回生活用品交換会を商工会館ホールにおいて開催
昭和 54 年 10 月 16/17 日	第 1 回消費生活展を吉祥寺ロンロン東地下街において開催
昭和 56 年 4 月	機構改革により消費生活担当（係相当）を設置
昭和 56 年 11 月 22 日	第 1 回むさしの青空市をむさしの市民公園において開催
昭和 59 年 5 月 1 日	武蔵野市消費者ルームを吉祥寺駅北口岩崎吉祥寺ビル 6 階に開設
昭和 59 年 5 月 18 日	武蔵野市消費者運動連絡会定例会を消費者ルームにて開催 （以後、毎月第 3 金曜日に開催）
昭和 59 年 6 月 20 日	第 1 回消費者講座を消費者ルームで開催
昭和 59 年 8 月 7 日	武蔵野市消費者モニター制度開始
昭和 62 年 3 月 29 日	悪質商法追放街頭キャンペーンを実施（吉祥寺サンロード商店街入り口）
昭和 62 年 8 月 5 日	第 1 回消費者教育夏休み一日教室を市内小中学校教職員を対象に開催
平成 5 年 12 月 1 日	東京都消費者生活相談情報オンラインシステム(MECONIS)を導入
平成 5 年 12 月 15 日	武蔵野市消費者運動連絡会 20 周年記念式典を開催
平成 6 年 4 月 5 日	組織改正により、市民部生活文化課市民相談係（消費生活担当）へ変更。 同時に米穀事務及び公衆浴場対策を市民部商工経済課へ移管
平成 10 年 6 月 20 日	生活用品交換会を廃止し、第 1 回生活用品リサイクル市を東急百貨店吉祥寺店 ル・スクワールにて開催
平成 12 年 11 月 12 日	第 20 回記念むさしの青空市をむさしの市民公園で開催
平成 13 年 6 月 4 日	武蔵野市立武蔵野商工会館 3 階に移転、消費者行政の充実を図る
平成 14 年 4 月 1 日	組織改正により、環境生活部生活経済課消費生活係へ変更
平成 15 年 4 月 1 日	武蔵野市消費者ルームから武蔵野市消費生活センターへ名称変更
平成 15 年 12 月 13 日	武蔵野市消費者運動連絡会 30 周年記念式典を開催
平成 19 年 4 月	消費者モニター制度を「むさしの消費者スクール」へ変更
平成 20 年 10 月	第 30 回武蔵野市消費生活展「くらしフェスタむさしの」を開催
平成 21 年 3 月 5 日	「むさしの修理市」を廃止（担い手不在のため）
平成 22 年 11 月 7 日	第 30 回記念むさしの青空市をむさしの市民公園で開催
平成 23 年 11 月 13 日	第 31 回むさしの青空市において東日本大震災復興支援の募金活動を実施
平成 24 年 10 月 1 日	組織改正により、市民部生活経済課消費生活係へ変更
平成 25 年 2 月 8 日	武蔵野市消費者スクール実施要綱制定
平成 25 年 4 月 1 日	武蔵野市緊急市民生活防衛条例、廃止
平成 25 年 4 月 1 日	武蔵野市物価対策本部規定、廃止
平成 25 年 12 月 17 日	武蔵野市消費者運動連絡会 40 周年記念式典を開催
平成 28 年 4 月 1 日	武蔵野市消費生活センター条例制定
平成 28 年 4 月 1 日	武蔵野市消費者ルーム管理運営規則制定
令和 2 年 3 月 19 日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（*）
令和 2 年 4 月 1 日	組織改正により、市民部産業振興課消費生活係へ変更
令和 2 年 9 月 25/26 日	くらしフェスタむさしの 2020 中止（*）
令和 2 年 11 月 8 日	第 40 回むさしの青空市中止（*）
令和 3 年 3 月 19 日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（*）
令和 3 年 11 月 14 日	第 40 回むさしの青空市中止（*）
令和 4 年 3 月 18 日	悪質商法被害防止街頭キャンペーン中止（*）
令和 4 年 3 月	むさしの青空市のあり方検討委員会の検討結果をふまえて、むさしの青空市は第 39 回（令和元年 11 月 10 日開催）で終了
令和 5 年 3 月 17 日	啓発方法見直しのため悪質商法被害防止街頭キャンペーン終了

（*）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため

Ⅲ. 組 織



IV. 事業の概要（令和6年度）

～安全で豊かな消費生活をするための施策～

1 消費生活講座

月日 (曜日)	テーマ	講師	場所	受講人数 募集人数
5月23日 (木)	これが正解！食材の冷凍保存 テクニック	笹嶺 舞依子 氏（㈱ニチ レイフーズ）	武蔵野商工会館 市民会議室	55 60
6月20日 (木)	ライフプランを考える～「新 NISA」の活用法～	向藤原 寛 氏（東京都金 融広報委員会 金融広報 アドバイザー）	・武蔵野商工会 館市民会議室 ・オンライン	52 60
7月11日 (木)	【消費者スクール合同開催】 健康食品の安全性について	森田 満樹 氏（（一社） Food Communication Compass）	・武蔵野商工会 館市民会議室 ・オンライン	47 40
9月12日 (木)	【消費者スクール合同開催】 うま味の魅力～和食を見直そ う～	木戸 妥恵 氏（NPO 法人う ま味インフォメーションセ ンター）	武蔵野商工会館 市民会議室	44 40
11月14日 (木)	【消費者スクール合同開催】 進化する米粉の世界	萩田 敏 氏（NPO 法人国内 産米粉促進ネットワーク）	武蔵野商工会館 市民会議室	45 40
12月12日 (木)	【消費者スクール合同開催】 腸活のきほん～ここところから だが喜ぶごはん～	茶谷 良和 氏（キッコーマ ンところダイニング㈱）	武蔵野商工会館 市民会議室	81 60
12月19日 (木)	プロが教える手作りおせち料 理（実習）	杉浦 良 氏（吉祥寺二葉栄 養調理専門職学校調理師科）	吉祥寺二葉栄養 調理専門職学校	22 24
令和7年 1月9日 (木)	【消費者スクール合同開催】 大豆ミートでサステナブルに	村田 和厳 氏（日本大豆ミ ート協会）	武蔵野商工会館 市民会議室	43 40
令和7年 2月27日 (木)	プロが伝授！モノを浮かして スッキリ空間を実現！	中山 真由美 氏（整理収納 アドバイザー）	武蔵野商工会館 市民会議室	80 70
令和7年 3月15日 (土)	聞いてみよう！ 宇宙のくら し Q&A	三輪田 真 氏（元 JAXA）	武蔵野商工会館 市民会議室	65 60



9月 うま味の魅力
～和食を見直そう～



12月 手作りおせち料理



2月 プロが伝授！モノを浮かして
スッキリ空間を実現！

2 児童・生徒教室[夏休み親子教室]

月日	テーマ	講師	場所	受講人数
				募集人数
7月25日 (木)	ミツバチの不思議&みつろう ラップ作り	吉祥寺ハニカムプロジェクト 金子 裕輝 氏	消費生活センター 講座室	20
				20
8月7日 (水)	国産小麦を使った手打ちうどん作り	さつきクラブ代表 西上原 節子 氏	消費生活センター 講座室	26
				26
8月21日 (水)	親子で楽しく学ぶお金のこと 風船会計セミナー	Star Compass(株) 松本 めぐみ 氏	武蔵野商工会館 市民会議室	6
				20



ミツバチの不思議&
みつろうラップ作り



手打ちうどん作り



風船会計セミナー

3 消費生活相談員による消費者被害の未然防止啓発講座等（出前講座）

開催日	テーマ	対象	場所	受講人数 (人)
4月18日 (木)	消費生活トラブルを防ぐために ～自ら学んで自立した消費者になろう～	中央福祉の会「りんどうの会」	中央コミュニティセンター	22
9月17日 (火)	ひとり暮らしでも安心して暮らし続けられる街を目指して～高齢者の消費生活トラブルを防ぐ 境南町高齢者を見守るには～	民生委員、地域写経、防犯協会他	武蔵野プレイス4階フォーラム	42
9月20日 (金)	消費者被害の実態と解決策～最近の相談事例から～	高齢者	吉祥寺南町コミュニティセンター	21
10月24日 (木)	消費生活トラブルを防ぐために ～自ら学んで自立した消費者になろう～	地域に居住する高齢者	テンミリオンハウス花時計	10
10月29日 (火)	高齢者の消費者被害	武蔵野市を含む近隣センターのシルバー登録会員	武蔵野スイングホール	56
12月13日 (金)	消費者トラブルを防ぐために	マンション住民交流会メンバー	武蔵野ハイム集会所	14
12月17日 (火)	悪質事業者の手口を知って被害を防ごう！	地域市民	境南コミュニティセンター	20
令和7年 1月20日 (月)	高齢者の消費生活トラブルを防ぐために	境南地域社会福祉協議会・赤十字奉仕団メンバー	武蔵野プレイスA・B会議室	20

令和7年 2月3日 (月)	消費生活トラブル当事者向け防 止啓発講座	みつわクラブ会員	境南コミュニティセンタ ー	24
令和7年 2月10日 (月)	高齢者が消費者被害にあわない ために	民生委員・在宅介護包括支援 センター職員	ゆとりえ特別養護老人ホ ーム デイサービスフロ ア	20
令和7年 2月21日 (金)	令和6年度7市合同市民後見人 等要請基礎講習「消費者被害の 実態とその対応」	市民後見人等候補者	消費生活センター講座室 (オンライン配信)	20
令和7年 3月7日 (金)	2024年度の消費者被害と消費 者問題について	消費者運動連絡会メンバー	消費生活センター講座室	10

- 令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、市内中学校で消費生活相談員による出前講座を行った。

開催日	テーマ	対象	場所	受講 人数(人)
7月1日 (月)	よりよい消費生活のために～大人になる前に 知っておこう消費者トラブルの防ぎ方	武蔵野市立第二中学校 3年B組、3年D組	武蔵野市立第二 中学校	1校 4クラス
7月8日 (月)	よりよい消費生活のために～大人になる前に 知っておこう消費者トラブルの防ぎ方	武蔵野市立第二中学校 3年A組、3年C組	武蔵野市立第二 中学校	

4 くらしフェスタむさしの2024 (第46回武蔵野市消費生活展)

「かわる時代 かわる暮らし～安心・安全な暮らしを！～」をテーマに、食・くらしの安全や環境問題などについて、市民団体が活動の成果を発表した。武蔵野プレイスでパネル展示、展示内容発表会、体験教室、公開講座を実施した。また、二次展示を市役所1階ロビーで実施した。

- 開催日時 9月27日(金) 午前10時～9月28日(土) 午後3時まで
- 会 場 武蔵野プレイス 1階ギャラリー、3階スペースC
- 参加団体 6団体
- 主 催 くらしフェスタむさしの2024 実行委員会

[展示内容]

団体名	テーマ
NPO 法人 市民まちづくり会議・むさしの	まちの水事情～まちに給水施設を増やそう！～
コープみらい 地域クラブ 武蔵野のんちゃんクラブ	ようこそ コープぼうさい塾へ
さつきクラブ	食品添加物～いわゆる天然添加物を知る～
武蔵野市消費者運動連絡会	機能性表示食品について～その安全性は？～
地域サロン「ぷらっと」	終活互助～その4 遺言・登記編～
新日本婦人の会 武蔵野支部	農業基本法の改正について ～安定的な食料供給・食の安全はどうなる～
くらしフェスタむさしの2024 実行委員会	「梅毒まだまだ拡大中！」 「破傷風と狂犬病について」

[公開講座]

開催日	テーマ	講師
9月28日(土)	人と自然をつなぐ～ミツバチからいただく恵み～	田中淳夫 氏 (銀座ミツバチプロジェクト 副理事長)

[体験教室]

開催日	内容	講師
9月27日(金) 9月28日(土)	折り紙でチューリップを作ろう 紙を使っていろいろ遊ぼう 飲み物の糖分を測ってみよう	くらしフェスタ実行委員会 2024



団体発表



体験教室①



体験教室②

<二次展示>

- 開催日時 令和7年2月3日(月)～2月7日(金)
- 会場 市役所ロビー
- 参加団体 6団体

5 消費者団体支援

(1) 武蔵野市消費者運動連絡会

昭和48年12月15日に市内消費者団体による連絡組織として結成された。

参加は5団体(令和6年4月現在)、毎月1回定例会を消費生活センターで開催し、食の安全、環境問題、経済問題等について学習する他、参加団体相互の情報交換・交流を図っている。また、市消費者関連事業に協力している。

(2) 消費者団体への助成

登録団体へ講座室等施設の貸出を行っている他、団体が企画する講座や見学会についての講師謝礼金や貸切バス利用等の補助を行っている。登録団体は7団体(令和6年4月現在)となっている。今年度は助成の申請なし。

6 むさしの消費者スクール

安全・安心で豊かな消費生活を実現する賢い消費者の養成講座として、令和6年度は「“食”から考える私たちのみらい」をテーマに5月～翌年3月の一年間、講座を実施した。

受講生 32 名

開催日	内容	講師	開催場所
5 月 9 日 (木)	オリエンテーション 講座 食料自給率と食料危機	石丸 亜矢子 氏 (一般社団法人循環型経済研 究所 代表理事)	商工会館 市民会議室
6 月 13 (木)	市内農家見学 講義 都市農業の現状	大坂 新一 氏 (パープルファーム武蔵野)	市内関前 JA 武蔵野新鮮館
7 月 11 日 (木)	【消費生活講座と合同開催】 健康食品の安全性について	森田 満樹 氏 (消費生活コンサルタント)	商工会館 市民会議室
9 月 12 日 (木)	【消費生活講座と合同開催】 うま味の魅力 ～和食を見直そう～	木戸 妥恵 氏 (NPO 法人うま味インフォメ ーションセンター理事)	商工会館 市民会議室
11 月 14 日 (木)	【消費生活講座と合同開催】 進化する米粉の世界	萩田 敏 氏 (NPO 法人国内産米粉促進 ネットワーク理事長)	商工会館 市民会議室
12 月 12 日 (木)	【消費生活講座と合同開催】 腸活のきほん ～こころとからだが好き ごはん～	茶谷 良和 氏 (キッコーマンこころ ダイニング(株)代表取締役)	商工会館 市民会議室
令和 7 年 1 月 9 日 (木)	【消費生活講座と合同開催】 大豆ミートでサステナブルに	村田 和厳 氏 (大豆ミート 協会事務局長代理)	商工会館 市民会議室
2 月 13 日 (木)	遺伝子組み換え食品について ～基本のキ～	八田 純人 氏 (農民連食品分析センター)	商工会館 市民会議室
3 月 13 日 (木)	講義 SDGs な食卓とは? まとめ 受講生の感想発表 「一年を振り返って」	石丸 亜矢子 氏 (一般社団法人循環型経済研 究所 代表理事)	商工会館 市民会議室



5 月 食料自給率と食料危機



6 月 農家見学



12 月 腸活のきほん

7 刊行物等の発行

名称	区分	主な配布先	部数
高齢者の悪質商法被害 ひとりひとりがきをつけナイト 街のみんなでみまもらナイト	リーフレット	市関連施設等、老人クラブ、一般市民等	0(※)
「この話、いいかも！」と思ったあなた、いいカモです。(若者向け)	リーフレット	消費生活講座、市内大学で配布	0(※)
令和 6 年度の消費者行政	冊子	庁内及び都内消費者行政関係機関等	250
くらしフェスタむさしの 2024 第 46 回武蔵野市消費生活展	冊子	市内施設来場者、都内消費者行政関係機関等	300

2025 年版 くらしの豆知識	冊子	市関連施設、老人クラブ、市内中・高・大学等、一般市民	1,000
中学生のいいね！消費者ライフ	冊子	市立中学校3年生	900

※部数が0のリーフレットについては令和5年度に複数年度分をまとめて購入しており、令和6年度にも配布を行っている。

8 施設等の利用状況

月	会議室使用件数			図書等貸出件数	
	消費者団体	市等	計	人数	冊数
4月	7	30	37	1	1
5月	8	32	40	1	2
6月	8	42	50	3	4
7月	10	77	87	4	4
8月	15	39	54	3	3
9月	17	67	84	0	0
10月	11	71	82	2	4
11月	8	88	96	0	0
12月	6	24	30	3	8
1月	8	27	35	0	0
2月	6	30	36	0	0
3月	9	17	26	0	0
合計	113	544	657	17	26

＊土日、夜間を含む。

＊午前、午後、夜間を各々コマとして集計。

＊消費者団体とは登録消費者団体で、令和6年度は7団体。

＊市等とは、消費生活センター、産業振興課他、商工会館内各事務所、市役所各課。

V. 消費生活相談の概要

消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する契約上のトラブルや、品質、安全性など、消費生活における様々な相談に相談員が対応している。

場 所	武蔵野市消費生活センター
相談日時	毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時～午後4時
相談員	4名

1 相談の受付状況

令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)に寄せられた相談件数は1,130件で、前年度(1,236件)と比べて106件(対前年比91.4%)減少した。相談の方法は、来所によるものが86件(7.6%)、電話によるものが1,031件(91.2%)、その他(メール等)13件(1.2%)となっている。(表1)

表1 方法別相談受付件数と割合

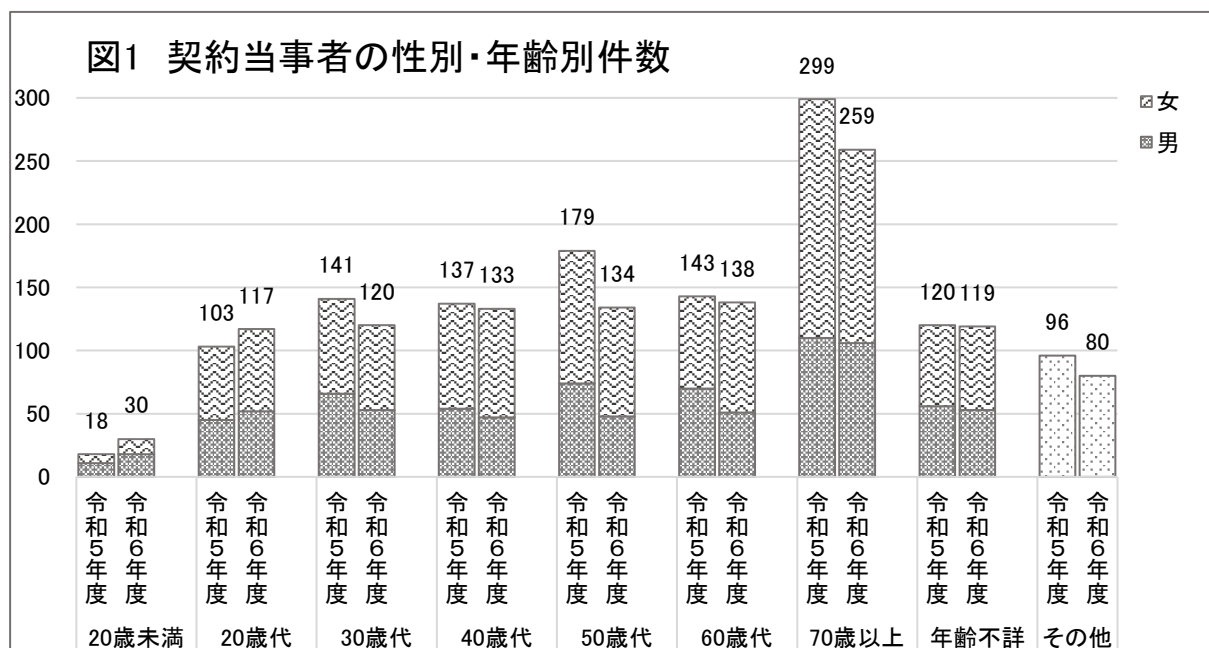
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
来所	85 (6.4%)	69 (5.9%)	97 (8.0%)	97 (7.8%)	86 (7.6%)
電話	1,234 (92.6%)	1,096 (93.5%)	1,114 (91.5%)	1,134 (91.7%)	1,031 (91.2%)
その他	14 (1.1%)	7 (0.6%)	6 (0.5%)	5 (0.4%)	13 (1.2%)
計	1,333	1,172	1,217	1,236	1,130

契約当事者の属性を性別でみると、女性が622件(55.0%)を占め、男性428件(37.9%)を上回っている。(表2)なお、以下の集計は、契約当事者(契約した人、勧誘を受けた人など)を対象に行ったものである。

表2 男女別相談受付件数と割合

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
男	490 (36.8%)	430 (36.7%)	415 (34.1%)	486 (39.3%)	428 (37.9%)
女	683 (51.2%)	586 (50.0%)	614 (50.5%)	654 (52.9%)	622 (55.0%)
無回答・団体等	160 (12.0%)	156 (13.3%)	188 (15.4%)	96 (7.8%)	80 (7.1%)
計	1,333	1,172	1,217	1,236	1,130

契約当事者を年代別にみると、昨年度までと同様 70 歳以上の高齢者の相談が最も多く (259 件)、前年比 86.6%で減少しているものの、相談件数全体の 22.9%占めている。30 歳代以上は、前年から相談件数が減少しているが、20 歳代以下は前年より増加している。(図 1)



※「その他」とは、「契約当事者の年齢・性別が不明なもの」と「事業者」

表3 販売形態別相談件数

(単位:件)

販売形態 \ 年度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
全相談件数 (a)		1, 333	1, 172	1, 217	1, 236	1, 130
店舗購入		277	256	273	281	244
無店舗販売・購入	訪問販売	84	96	90	108	109
	通信販売	491	437	457	474	407
	電話勧誘販売	42	25	24	44	55
	マルチ・マルチまがい取引	3	8	6	1	4
	ネガティブ・オプション	10	0	0	7	5
	訪問購入	11	11	11	11	14
	その他無店舗販売	22	12	11	13	19
	小計 (b)	663	589	599	658	613
	(b) / (a) × 100	49.7%	50.3%	49.2%	53.2%	54.2%
不明・無関係		393	327	345	297	273

販売方法別に相談件数をみると、「店舗購入」によるものが 244 件で 21.6%である。対して「無店舗販売・購入」(訪問販売、通信販売他)は 613 件 (54.2%) であり、およそ半分を占めている。「無店舗販売・購入」の内訳をみると、「通信販売」が 407 件 (36.0%) と最も多く、前年より件数は減ったものの引き続き内訳の一位を占める。次いで「訪問販売」が 109 件、「電話勧誘販売」が 55 件と続いている。(表 3)

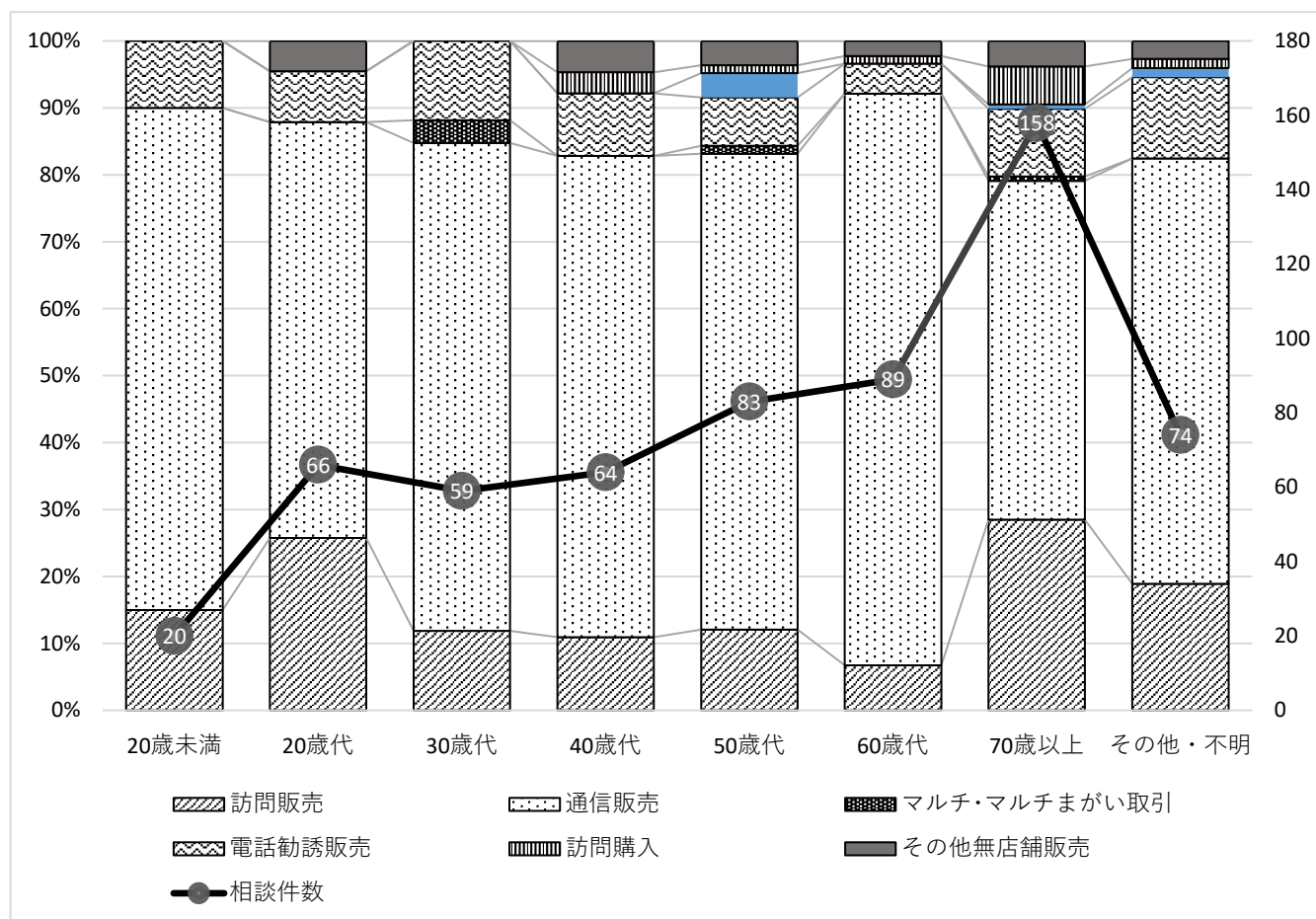
なお、この分類における「店舗購入」とは、単に店舗で商品を購入したというものだけではなく、店舗で契約した英会話やエステ等の役務や消費者金融での借金、不動産賃借なども含まれる。

また、「訪問販売」の件数には、キャッチセールスやアポイントメントセールスで契約した場合も含まれ、光回線サービスの乗り換え勧誘や、屋根工事等の勧誘に関する相談が寄せられている。

「無店舗販売・購入」において販売方法別に年齢の内訳をみると、「通信販売」がどの年代でも相談の多くを占めている。SNSや動画投稿サイト、検索サイトなどに表示される「お試し〇円」、「初回無料」という広告を見て、気軽に申し込んだところ、2回目以降が高額な定期購入だったなどの相談が多く寄せられている。また、インターネットの普及により、海外事業者との契約も増加しているが、商習慣や言葉の違いによるトラブルや悪質なサイトや詐欺サイトも多く、解決が困難なケースも多い。

また、年代別の比較では、比較的家に多いことが多い70代以上の「訪問販売」は昨年同様多くを占めているが、20歳代以下の「訪問販売」の割合が昨年より増加した。(図2)

図2 年代別無店舗販売・購入相談割合・相談件数(令和6年度)



2 商品・役務(サービス)分類別及び相談内容別の相談件数

(1) 商品・役務(サービス)大分類別の相談件数

表4 商品・役務大分類別相談件数の推移

単位：件

相談分類及び相談内容		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
商品	商品一般（架空請求、DM広告等）	79	63	78	78	82
	食料品（食料品一般、健康食品等）	③103	58	68	72	80
	住居品（電化製品、冷暖房機器、寝具等）	67	60	57	56	50
	光熱水品（電気、ガス、水道等）	31	25	26	23	20
	被服品（衣類、アクセサリ等）	78	75	84	69	67
	保健衛生品（化粧品、医療器具、マスク等）	②123	77	③97	75	66
	教養娯楽品（パソコン、学習教材等）	④98	③102	⑤89	①125	62
	車両・乗り物（自転車、自動車等）	16	11	20	20	11
	土地・建物・設備（マンション・戸建住宅等）	31	34	33	38	43
	他の商品	2	3	0	3	4
	小 計	628	508	552	559	485
役務	クリーニング	7	10	6	10	7
	レンタル・リース・貸借（賃貸アパート等）	78	⑤81	76	70	⑤83
	工事・建築・加工（屋根工事、リフォーム等）	47	34	69	67	46
	修理・補修（水廻り、電化製品等）	13	27	22	20	21
	管理・保管 （マンション管理、トランクルーム等）	1	5	3	4	2
	役務一般（複合サービス会員等）	4	1	9	11	9
	金融・保険サービス （生命保険、サラ金、暗号資産等）	⑤80	63	57	60	49
	運輸・通信サービス （引越、電話関連サービス等）	②177	①208	①107	④92	②100
	教育サービス（塾、家庭教師等）	8	7	4	8	4
	教養・娯楽サービス （旅行、語学教室、資格講座、娯楽等情報配信サービス、出会い系サイト、オンラインゲーム等）	64	58	②104	③105	③98
	保健・福祉サービス （エステ、老人福祉サービス、シロアリ駆除等）	55	70	⑤79	⑤91	④86
	他の役務（外食・冠婚葬祭・他サービス等）	③88	⑤81	④82	②111	①116
	内職・副業・ねずみ講 （パソコン内職、モデル内職等）	7	6	13	8	7
	他の行政サービス（住民票・運転免許等）	9	22	7	7	4
	小 計	638	673	638	664	632
他 の 相 談（相隣関係・しきたり）		33	32	26	13	13
総 件 数		1,261	1,333	1,172	1,236	1,130

※ 分類は独立行政法人国民生活センター「商品・役務等別分類」による

※ ①～⑤は順位

商品・役務大分類別にみた相談件数の**第1位 他の役務**（116件）に関する相談は、前年比104.5%の増加である。

給湯器やガス器具の無料点検、交換販売を行う業者が市内で訪問販売し、高齢者からの相談が多く入った。給湯器の点検商法は毎年相談が多く寄せられるため、市報等で注意喚起を行った。若年層からはビジネスコンサルタントサービスや紹介サービスについての相談が多かった。年代を問わず、占いサービスの相談も増え契約金額も高額なものが多くみられた。

第2位 通信・運輸サービス（100件）は、前年比108.7%の増加である。

移動通信サービスに関する相談がもっとも多く、特に携帯電話についての相談が最多であった。全年代で相談件数は増加傾向にあるが、高齢者の割合が過半数以上だった。

次にインターネット通信サービスについて、光回線の契約、解約に関する相談多くを占めている。

第3位 教養・娯楽サービス（98件）は、前年比93.3%で減少している。

今年度の特徴としては、SNS広告やSNSで知り合った人との契約トラブルが全体の4分1以上を占めた。

娯楽等情報配信サービスは、例年と変わらず多いが、特に18歳未満からのオンラインゲームの課金に関する相談が両親から多数寄せられた。未成年取り消しを求める相談が多いが、プラットフォームの返金に応じないケースも年々増えている。

第4位 保健・福祉サービス（86件）は、前年比94.5%で減少している。

『医療』、『美容』のエステティック、脱毛エステが大半を占め、若年層からの相談が中心であるが各年代で相談は入っている。倒産等の事業者による影響のものであり、被害回復が難しくなっている。

また、インターネットで検索した害虫駆除、配水管のつまりなどの暮らしのレスキューを利用し、高額請求を受けるケースも年々増加している。

第5位 レンタル・リース・賃貸（83件）は、前年同期比118.6%で増加している。

不動産賃貸借に関するものが多く、賃貸住宅の退去時に多額の修繕費を請求されたなど、原状回復費用にめぐるトラブルが多い。

なお、本統計は独立行政法人国民生活センターの管理する全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）による相談情報データベースにより行っているが、令和3年度に商品・役務分類の変更があり、年度推移の単純比較ができなくなっている項目がある。

次の表5は表4の商品・役務大分類別相談件数を、さらに年代別商品・役務中分類別に集計し、上位の相談件数を記載したものである。

表5 年代別商品・役務別件数(上位5位)

順位	20歳未満	件数	20歳代	件数	30歳代	件数	40歳代	件数
1	他の教養・娯楽	8	レンタル・リース・貸借	15	レンタル・リース・貸借	19	レンタル・リース・貸借	11
2	理美容	4	医療	15	医療	11	役務その他	11
3	医療	3	役務その他	9	商品一般	7	医療	8
4	商品一般	2	理美容	8	理美容	7	インターネット通信サービス	7
5	インターネット通信サービス	2	紳士・夫人洋服	7	役務その他	6	商品一般	6

順位	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	商品一般	9	役務その他	16	役務その他	26
2	健康食品	9	商品一般	9	商品一般	22
3	役務その他	9	健康食品	8	工事・建築・加工	22
4	レンタル・リース・貸借	8	移動通信サービス	8	化粧品	14
5	工事・建築・加工	7	化粧品	7	移動通信サービス	13

例年、20歳代から50歳代で多くみられる賃貸住宅の関する相談は、前年同期比85.5%と減少した。例年多くの相談が寄せられる脱毛エステ、エステティックなどの『医療』、『理美容』に関するものは、昨年度は20～30歳代で占められていたが、今年度は20歳未満～40歳代まで年齢層が広がった。50～60歳代では毎年『健康食品』が上位に占めるが、特に「ダイエットサプリ」の項目が多く、主に定期購入によるトラブルに関する相談である。

また60～70歳以上で1位の「役務その他」では、給湯器の点検、修理などが含まれ、販売購入形態のうち、相談者宅に業者がアプローチする訪問販売、電話勧誘販売の割合が多く、いずれも高齢者からの相談が多い。

特に認知力が低下している高齢者の場合、本人はトラブルにあっているという認識が低いため、問題が顕在化しにくい傾向がある。被害額も大きくなるため、周囲の見守りが被害拡大防止に重要となる。

(2) 内容別分類相談件数

寄せられた相談を内容別分類でみると、昨年同様「契約・解約」に関する相談が1番多く、全相談件数の8割を超えている。次に多いのが「販売方法」に関する相談で56.5%、以下「接客対応」が22.1%、「品質・機能、役務品質」が13.9%の順である。相談件数は前年より減少しているが、内容別分類相談件数上位の割合は昨年より微増した。

表6 内容別分類相談件数

単位: 件

内容別分類	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (%)
安全・衛生	36	41	33	45	43 (3.8%)
品質・機能、役務品質	205	178	171	177	157 (13.9%)
法規・基準	41	42	41	32	26 (2.3%)
価格・料金	149	136	150	103	134 (11.9%)
計量・量目	1	1	0	1	1 (0.1%)
表示・広告	121	101	118	81	78 (6.9%)
販売方法	725	649	708	675	638 (56.5%)
契約・解約	884	843	899	999	927 (82.0%)
接客対応	347	324	340	284	250 (22.1%)
包装・容器	0	0	0	0	0 (0.0%)
施設・設備	2	4	0	3	1 (0.1%)
買物相談	11	6	6	5	7 (0.6%)
生活知識	4	4	1	2	1 (0.1%)
その他	45	21	23	9	13 (1.2%)
相談総件数	1,333	1,172	1,217	1,236	1,130 (100.0%)

※相談1件につき内容別分類を4項目まで選択可能なため、合計件数と相談件数は一致しない。

(3) 内容キーワード別相談件数

表7 内容キーワード別相談件数(上位)

単位: 件

内容キーワード	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	1,333	1,172	1,217	1,236	1,130
解約	① 395	① 391	① 416	① 400	① 310
インターネット通販	② 374	② 329	② 355	② 371	② 307
返金	③ 208	③ 194	③ 218	③ 231	③ 213
信用性	⑩ 123	⑩ 108	111	④ 154	④ 139
約束不履行	⑤ 159	⑦ 123	⑧ 126	⑤ 148	⑥ 134
クレーム処理	④ 181	④ 162	④ 167	⑥ 147	⑧ 123
連絡不能	⑦ 141	⑧ 118	⑥ 130	⑦ 141	94
クレジットカード	-	-	83	⑧ 133	102
不当請求	109	⑧ 118	⑦ 127	⑨ 131	⑨ 117
詐欺	⑨ 124	⑩ 108	⑨ 125	⑩ 122	⑦ 129
高価格・料金	⑥ 144	⑥ 129	⑤ 142	116	⑤ 138
SNS	-	-	95	108	⑩ 110
契約書・書面	-	-	45	99	93
返品	86	-	77	93	-
電子公告	106	81	⑩ 121	91	-
家庭訪問	-	-	-	-	84
電話勧誘	-	-	-	-	84

※相談件数につき内容キーワードを11項目まで選択可能なため、合計件数と相談件数は一致しない。

※「-」は16位以下でシステム上抽出できない項目である。

各相談の内容をキーワード別に抽出したのが表7である。内容キーワードとは、相談内容に基づいて付与される。「契約・解約」に関するキーワードで、「解約」（1位）、「返金」（3位）が上位になっている。また、「販売方法」に関するキーワードの「インターネット通販」（2位）が上位となっている。上位4位までは昨年同様の項目であった。

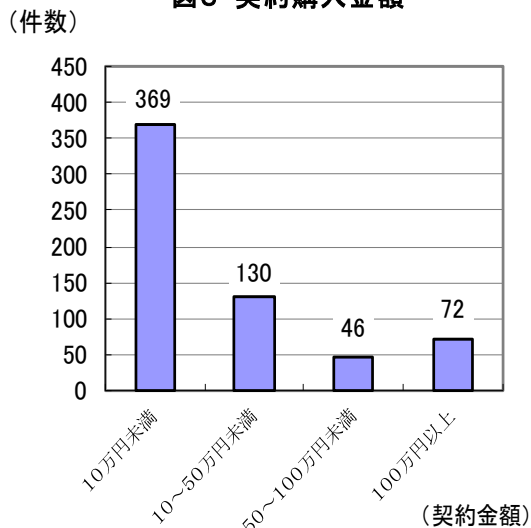
3 契約購入金額

契約購入金額についてみると、「10万円未満」が369件で、相談件数の32.7%を占めている。相談内容としては定期購入によるものが多く、健康食品、化粧品などに関するものがこの金額帯に多い。

「100万円以上」は72件で、リフォーム工事や投資用マンション、暗号資産やFXなどのデリバティブ取引*などについての相談が多い。「無回答・不明」は513件（45.4%）であった。

※デリバティブ取引とは、金利・為替・株価・商品価格など、特定の「原資産」の価値の変動に基づいて価値が決定される「金融派生商品（デリバティブ）」を売買する取引のこと。

図3 契約購入金額



4 処理結果及び救済金額等

相談に応じた処理結果を示したものが表8である。

消費生活センターの業務範囲ではない相談のため、本来の相談機関を紹介したものが「他機関紹介」であり3.5%、自主解決できる可能性がある相談に対し、交渉の方法をアドバイスしたものが「助言（自主交渉）」で67.9%である。「その他情報提供」は、相談に関する一般的な情報を提供したり、参考のために他の機関を紹介したりしたもので14.7%、「斡旋（あっせん）解決」は、センターが相談者と事業者の間に入って斡旋し解決したもので8.6%である。その他、斡旋を行ったが不調に終わったもの1.3%、対応が困難で「処理不能」なもの2.7%、相談対応を不要とする「処理不要」なもの1.2%がある。

相談処理にかかる期間は、76.4%がその日のうちに終了しており、23.4%の相談が継続処理を必要とするものとなっている。

表8 相談処理結果別件数

処理結果	件数	構成比
他機関紹介	39	3.5%
助言（自主交渉）	767	67.9%
その他情報提供	166	14.7%
斡旋解決	97	8.6%
斡旋不調	15	1.3%
処理不能	30	2.7%
処理不要	13	1.2%

処理期間	件数	構成比
即日終了	863	76.4%
継続処理	264	23.4%

*相談件数の合計の差は、年度を超えて継続処理を行っている相談があるため

表9の救済金額とは、センターの斡旋や助言により、回復又は未然防止することができた金額を集計したものである。

表9 救済金額

令和6年度救済金額	69,599,677円	件数	63件
-----------	-------------	----	-----

※令和7年5月現在

5 消費者安全法に基づく重大事故等の通知件数

重大事故とは事業者が供する商品・製品、物品・施設・工作物、及び役務により消費者に生命・身体被害が現実には発生している次の事故をいう。

①死亡 ②負傷・疾病であつて、治療に要する期間が 30 日以上であるもの又は一定程度の身体の障害が存するもの ③一酸化炭素による中毒

武蔵野市では、令和 6 年度に消費者庁へ通知した重大事故等の件数は 0 件、重大事故等以外は 0 件であった。

—資料—

武蔵野市消費生活センター条例（平成 28 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、武蔵野市が機関として設置する武蔵野市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営、情報の安全管理その他センターに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（位置）

第 3 条 センターの位置は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 10 番 7 号とする。

（事務）

第 4 条 センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務
- （2） 消費生活に係る学習機会の提供及び消費者活動の支援に関すること。
- （3） 消費者ルーム（地域における消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行う団体の使用に供するための施設をいう。）の貸出しに関すること。
- （4） 消費生活に関する図書の貸出しに関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（休業日）

第 5 条 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
- （3） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

（開業時間等）

第 6 条 センターの開業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（消費生活相談の事務を行う時間は、午前 9 時から午後 4 時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

(消費生活相談員の配置)

第7条 市長は、消費生活相談の事務を行うため、消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員としてセンターに置くものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 市長は、第4条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のため、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第9条 第4条第2号から第5号までに掲げる事務に従事する職員又はその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

武蔵野市消費者ルーム管理運営規則（平成 28 年 4 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、武蔵野市消費生活センター（以下「センター」という。）が管理運営を行う消費者ルーム（武蔵野市消費生活センター条例（平成 28 年 3 月武蔵野市条例第 23 号）第 4 条第 3 号に規定する消費者ルームをいう。以下同じ。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（消費者ルーム）

第 2 条 消費者ルームは、講座室、多目的ルーム及びミーティングルームとする。

（使用対象者）

第 3 条 消費者ルームを使用することができる者は、市長が別に定める要件を満たし、かつ、市長による登録を受けた消費者団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、登録団体以外の者に使用させることができる。

（使用時間）

第 4 条 消費者ルームを使用することができる時間は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の申請及び承認）

第 5 条 消費者ルームを使用しようとする登録団体は、市長に対して、使用の日の 6 か月前から前日までに消費者ルーム使用申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）により使用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長が特に必要があると認める登録団体以外の者が消費者ルームを使用しようとする場合は、市長に対して、使用の日の 1 か月前から前日までに申請書により使用を申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）をするときは、次条に該当する場合を除き、消費者ルーム使用承認書（第 2 号様式。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

（使用の制限）

第 6 条 市長は、第 3 条の使用対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をしない。

- (1) 消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 施設の管理上支障があるとき。

（承認の取消し等）

第 7 条 市長は、使用承認を受けた者（以下「使用団体等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 申請書に記載した使用目的又は承認書に付記した使用条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用団体等は、使用を終了したときは、直ちに施設及び付帯設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第9条 使用団体等は、施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(武蔵野市消費生活センター規則の廃止)

- 2 武蔵野市消費生活センター規則（平成15年2月武蔵野市規則第5号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

曜日	使用時間		
	午前	午後	夜間
月曜日から金曜日まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	

備考 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までを除く。

武蔵野市消費者団体登録要綱（平成 13 年 7 月 1 日）

最終改正 平成 28 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵野市消費者ルーム管理運営規則（平成 28 年 4 月武蔵野市規則第 66 号）第 3 条に規定する消費者団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第 2 条 登録することができる団体の要件は、次のとおりとする。

- （1）消費生活に関する活動を継続的かつ計画的に行う団体であること。
- （2）営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とする団体ではないこと。
- （3）団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成人員が 5 人以上で、その構成員の 2 分の 1 以上が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場又は事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の代表者が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

（登録の申請）

第 3 条 登録を希望する団体は、武蔵野市消費者団体登録申請書（兼登録台帳）（第 1 号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）団体規約
- （2）消費者団体役員・会員名簿（第 2 号様式）

（登録の認定）

第 4 条 市長は、前条の規定による申請により、当該団体が第 2 条に規定する要件に該当すると認めたときは、武蔵野市消費者団体として登録し、文書により当該団体に通知する。

2 市長は、当該団体が第 2 条に規定する要件に該当しないと認めたときは、その旨を文書により当該団体に通知する。

（登録の期間）

第 5 条 団体の登録の期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

2 翌年度以降においても登録の継続を希望する団体は、3 月 31 日までに武蔵野市消費者団体登録更新届（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第 2 条に規定する要件に該当しない場合を除き、更新を認めるものとする。

（登録の変更及び解散）

第 6 条 登録団体は、団体の規約、役員及び事務所等に変更があったとき又は団体を解散したとき若しくは第 2 条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに武蔵野市消費者団体登録変更届（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第 7 条 市長は、登録団体が解散したとき又は第 2 条に規定する要件に該当しないと認めたときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年2月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

武蔵野市消費者団体事業助成金交付要綱（昭和 62 年 1 月 10 日）

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、消費者団体活動の活性化を図るため、消費者団体が実施する講演会及び学習会等（以下「事業」という。）に対し、市が行う助成に関し、必要な事項を定める。

（消費者団体）

第 2 条 この要綱において助成金の交付の対象となる消費者団体とは、武蔵野市消費者団体登録要綱（平成 13 年 7 月 1 日施行）の規定による登録の認定を受けた消費者団体とする。

（助成の内容）

第 3 条 助成の内容は、おおむね次のとおりとする。

（1）講師、指導者等に対する謝礼金。

（2）その他、市長が特に必要と認めたもの。

2 事業に対する助成は、1 団体につき 1 年度に 1 回とし、助成金額は予算の範囲内において、市長が別に定める。

（申請）

第 4 条 助成を受けようとする消費者団体は、武蔵野市消費者団体事業助成金申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、実施日 14 日前までに市長に申請するものとする。

（決定通知）

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、助成を決定したときは武蔵野市消費者団体事業助成金決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（事業報告）

第 6 条 消費者団体は、その事業が終了したときは、14 日以内に武蔵野市消費者団体事業助成報告書（様式第 3 号）により市長に報告するものとする。

（助成金の返還）

第 7 条 消費者団体は、申請内容と異なる事業を実施したときは、助成金を返還しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、その限りでない。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年 4 月 14 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 5 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵野市消費者スクール実施要綱（平成 25 年 2 月 8 日）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が開講する消費者スクール（以下「スクール」という。）について、必要な事項を定めるものである。

（スクールの目的）

第 2 条 スクールは、スクールの受講生（以下「受講生」という。）に対し、消費生活に関する講習又は研修会を通じ、自立した消費者に必要な知識、情報等を伝え、受講生が安全で安心な消費生活の実現を図ることができるよう指導することを目的として開講する。

（受講生の資格等）

第 3 条 スクールを受講することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する者
 - (2) スクールで行うほぼ全ての講習会に参加できる者
- 2 スクールを受講しようとする者は、市が行う受講生の募集に応募するものとする。
- 3 市は、前項の規定により応募をした者の中から選考により、受講生を決定するものとする。

（受講生の定員）

第 4 条 受講生の人数は、20 名以内とする。

（スクールの開講期間）

第 5 条 スクールは、4 月に開講し翌年 3 月に閉講するものとする。ただし、1 年を数回に分け開講及び閉講することができる。

- 2 スクールは、開講期間中毎月 1 回程度の講習又は研修会を行うものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度の消費者行政

発 行 令和 7 年 9 月

編集・発行 武蔵野市消費生活センター
(武蔵野市 市民部
産業振興課 消費生活係)

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7
武蔵野商工会館3階

電 話 0422 (21) 2972